

諮問庁：原子力規制委員会委員長

諮問日：令和6年12月5日（令和6年（行情）諮問第1341号）

答申日：令和7年5月21日（令和7年度（行情）答申第29号）

事件名：平成29年度放射線対策委託費研究推進委員会の議事資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる31文書（以下、順に「文書1」ないし「文書31」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月13日付け原規技発第2409134号及び同第2409135号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、不開示決定の取消しと全部開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

令和6年7月18日付けの行政文書開示請求（2通）で「放射線安全規制研究戦略的推進事業の研究推進委員会の配布資料、議事録、電子メール、録音」を請求した。しかし、令和6年9月13日付の行政文書開示決定通知書（原規技発第2409134号、同第2409135号）の添付1「開示する行政文書の名称」の中には、議事録、電子メール、音声記録（録音）の保有の有無に関する記述が存在しない（原子力規制委員会のホームページ上で公表されている、平成29年度第5回研究推進委員会議事録を除く。）。

法8条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定しているが、本件はこれに該当するものではなく、対象文書の保有の有無を示さないことは手続に不備があるものとする。

そもそも本事業の創設を巡っては、平成29年2月22日の原子力規

制委員会において、更田豊志委員長代理（当時）が「この研究推進委員会、評価委員会というのは完全に公開でやってほしい。ユーチューブ付きで、完全議事録が付いて、傍聴者が必ず来られること、これが必須だろうと思っている」と指摘している。また平成29年4月12日の原子力規制委員会において、原子力規制庁の西田亮三・放射線対策・保障措置課長は「事業の公開性の担保について、研究者の提案に係るアイデア及びノウハウに係る秘密を守る観点から、研究推進委員会に提出された提案者の計画書本体、そして当該資料に基づく審査自体については非公開で実施させていただきたいと考えております。研究評価委員会については、採択された課題の評価ということですので、議事及び資料については公開することを考えております」と発言している。

両委員会の完全公開が前提として創設された事業であることから、少なくとも独自のノウハウ及びアイデアに係る記述を除いて公開されるべきであるし、そうした独自のノウハウ及びアイデアについても、既に7年が経過した現在では既に陳腐化しているとみられ、不開示にする理由はないと考えられる。

(2) 意見書

理由説明書によれば、本件公募事業の研究課題の採択の可否は、研究課題の選定方針に従って総合的に審査を行い決定されるもので、不採択となった研究課題への評価が公にされれば、当該研究者の取組や技術レベル等に対する評価が低かったと不当に印象付け、当該研究者の正当な権利利益を害するおそれや所属機関の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、としているが、その具体的論拠は示されていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和6年7月16日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、別紙の1(1)及び(2)に掲げる文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件各開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月18日付けでそれぞれ受け付けた。
- (2) 本件各開示請求に対し、処分庁は令和6年8月19日付け原規技発第2408192号及び同第2408193号により、対象となる行政文書について、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことができないため、法11条に基づき、開示決定等の期限を令和8年2月27日まで延長する決定を行った。
- (3) その後、処分庁は、令和6年9月13日付け原規技発第2409134号及び同第2409135号により、法9条1項の規定に基づき、対

象となる行政文書のうちの相当の部分として特定した別紙の2（1）及び（2）に掲げる文書について、法第5条の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する原処分を行った。

（4）原処分に対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和6年10月31日付けで、諮問庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同年11月5日付けで受け付けた。

（5）本件審査請求を受け、諮問庁は、審査請求人の主張について、原処分の妥当性につき慎重に精査したところ、審査請求人の主張には理由がないことから、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、別紙の2（1）及び（2）に掲げる各文書について、法5条1号、2号イ又は6号の不開示情報に該当する部分として、特定の個人を識別することができるもの並びに公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの、当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの及び国の機関又は独立行政法人が行う当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを特定し、当該部分を不開示とした上で、令和6年9月13日付けで原処分を行った。

3 審査請求人の主張についての検討

（1）審査請求人は、原処分に、議事録、電子メール及び音声記録（録音）の保有に関する記述が存在しないことは手続の不備である旨主張する。しかしながら、原処分は、上記1（2）で述べたとおり、法11条の特例を適用し、それを請求人に通知した上で、対象となる行政文書のうちの相当の部分について、法9条1項に基づき開示の決定をし、同項の定める記載事項を全て記載して通知したものである。これは、いずれも開示決定の手続に係る法の定めに沿ったものであり、当該処分に「議事録、電子メール、音声記録（録音）」の保有の有無に関する記載が存在しなかったことをもっても、手続に違法があると解すべきことにはならない。

（2）また、処分庁が本件対象文書において不開示とした理由は、具体的には次のとおりである。

提案者のノウハウなどの情報以外に不開示とした部分については、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び所属機関の経営戦略や予算算定、国の機関が行う事業の予算に関する情報である。当該予算に関する情報等は、公にすることにより、所属機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや今後行われる同様の公募事務における公募手続の公正性が不当に損なわれ、公募事務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがある。提案者のノウハウなどの情報であり不開示とした部分は、放射線安全規制研究推進事業（以下「本件公募事業」という。）の公募に応じて研究者から提案され、不採択となった研究課題に関する情報であるところ、これを公にすることにより、本来は当該研究者が独自の研究として実施する可能性のある情報が競争者に知れ渡ることで、当該研究者の正当な権利利益を害するおそれがある。加えて、本件公募事業の研究課題の採択の可否は、取組内容や技術レベルそのものを評価して決定されるのではなく、あくまで本件公募事業における研究課題の選定方針に従って総合的に審査を行い決定されているにもかかわらず、本件公募事業への当該研究者の取組や当該提案の技術レベル等に対する評価が、採択された研究者に比べて低かったと不当に印象付け、当該研究者の正当な権利利益を害するおそれや所属機関の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件公募事業に係る新規研究課題の公募要領において、応募された課題に含まれる提案者のノウハウなどの情報の秘密を守る観点から関係資料については非公開とする旨が示されているところ、不採択となった課題名は、関係資料の一部に該当するため、当該情報を公にする事により、当該研究者からの信頼が失墜し、今後行われる同様の公募事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

審査請求人は、「少なくとも独自のノウハウ及びアイデアに係る記述を除いて公開されるべきであるし、そうした独自のノウハウ及びアイデアについても、既に7年が経過した現在では既に陳腐化しているとみられ、不開示にする理由はない」と主張するが、「独自のノウハウ及びアイデア」が「7年が経過した現在では既に陳腐化している」とする具体的な論拠は示されておらず、不開示とした部分が法所定の不開示事由に該当することを左右するものではない。

4 結論

以上により、原処分は相当であることから、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| ① | 令和6年12月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月19日 | 審議 |
| ④ | 同月23日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和7年4月8日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書の相当の部分として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分は相当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、原処分において不開示とされた部分は、別表のとおりであると認められる。また、文書8と文書22及び文書9と文書23は、それぞれ同一の文書であると認められる。

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件公募事業は、放射線源規制・放射線防護による安全確保の体制整備に係る課題解決等のため、幅広い研究者から研究課題の提案を受けて調査研究を委託するものである。

(イ) 本件公募事業の性質上、研究課題は、応募時点では、研究者の個人としての研究活動である。

したがって、審査の結果、不採択となった研究課題の名称、当該研究課題に係る研究者の氏名及び所属は、研究者の個人に関する情報であり、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情もないことから不開示とした。

また、採択となった研究課題に係る研究者についても、当該研究課題の成果報告書等で共同研究者と扱われていない研究者の氏名及び所属は、研究者の個人に関する情報であり、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情もないことから不開示とした。

イ 当審査会において、本件公募事業の公募要領を確認したところ、上記ア(イ)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分のうち研究者の氏名及び所属は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、研究課題の名称については、他の情報と照合することにより、研究者を特定することが可能であると認められ、上記第3の3(2)で

諮問庁が説明するおそれがないとは認められないことから、同項による部分開示はできない。

よって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 標記の不開示部分には、本件公募事業の審査に用いた事業計画段階の予算及び契約に関する情報が記載されている。

(イ) 標記の不開示部分を公にすると、当該事業に係る公募手続の公正性が不当に損なわれ、公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会事務局職員をして原子力規制委員会ウェブサイトで公開されている予算執行情報を確認させたところ、標記の不開示部分には事業計画段階の予算及び契約に関する情報が記載されているとする上記ア(ア)の諮問庁の説明は、首肯できる。そうすると、当該部分を公にすると、本件公募事業に係る公募手続の公正性が不当に損なわれ、公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア(イ)の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、標記の不開示部分は、これを公にすることにより、本件公募事業に係る公募手続の公正性が不当に損なわれ、公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))において、本件請求文書に該当する文書の追加特定を求めているとも解されるが、原処分は、法11条の規定を適用した上で行われた本件請求文書のうち相当の部分である本件対象文書の一部開示決定であり、本件請求文書に該当する本件対象文書以外の残りの行政文書については、相当の期間内に開示決定等をする予定とされていることからすると、本件において文書の特定を争うことに不服申立ての利益があるとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

放射線安全規制研究戦略的推進事業 放射線防護基盤に係る研究「原子力事故時における近隣住民の確実な初期内部被ばく線量の把握に向けた包括的個人内部被ばくモニタリングの確立」の進捗管理に関する研究推進委員会の配布資料、議事録、電子メール、録音

(2) 本件請求文書 2

放射線安全規制研究戦略的推進事業—事故時緊急時における内部被ばく線量迅速評価法の開発に関する研究の—の進捗管理に関する研究推進委員会の配布資料、議事録、電子メール、録音

2 本件対象文書

(1) 原処分 1

文書 1 1 1 - 0 1 __平成 2 9 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第 5 回研究推進委員会 議事次第

文書 2 1 1 - 0 2 __平成 2 9 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第 5 回研究推進委員会 資料 1 平成 2 9 年度採択課題のプログラムオフィサー（PO）について（案）

文書 3 1 1 - 0 3 __平成 2 9 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第 5 回研究推進委員会 参考資料 1 放射線安全規制及び放射線防護に係る研究事業について（平成 2 8 年度実績）

文書 4 1 1 - 0 4 __平成 2 9 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第 5 回研究推進委員会 参考資料 2 平成 2 9 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業費の採択結果について（平成 2 9 年 7 月 1 9 日原子力規制委員会資料 4 別紙 2）

文書 5 1 1 - 0 5 __平成 2 9 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第 5 回研究推進委員会 参考資料 3 研究推進委員会 名簿

文書 6 1 1 - 0 6 __平成 2 9 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第 5 回研究推進委員会 議事録

文書 7 1 2 - 0 1 __平成 2 9 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第 9 回・第 1 0 回研究推進委員会 議事次第

文書 8 1 2 - 0 2 __平成 2 9 年度放射線対策委託費（放射線安全規

- 制研究戦略的推進事業費) 第9回・第10回研究推進委員会
資料1-1 新規課題の採択に係る審査等の日程
- 文書9 12-03__平成29年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第9回・第10回研究推進委員会
資料2-1 継続課題の候補の一覧
- 文書10 12-04__平成29年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第9回・第10回研究推進委員会
資料2-2 研究評価委員会による評価結果
- 文書11 14-01__平成30年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第4回研究推進委員会 議事次第
- 文書12 14-03__平成30年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第4回研究推進委員会 参考資料
1 研究推進委員会 名簿
- 文書13 14-04__平成30年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第4回研究推進委員会 プログラム
ム
- 文書14 14-05__平成30年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第4回研究推進委員会 座席配置
図

(2) 原処分2

- 文書15 11-01__平成29年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第5回研究推進委員会 議事次第
- 文書16 11-02__平成29年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第5回研究推進委員会 資料1
平成29年度採択課題のプログラムオフィサー(PO)について(案)
- 文書17 11-03__平成29年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第5回研究推進委員会 参考資料
1 放射線安全規制及び放射線防護に関係する研究事業について(平成28年度実績)
- 文書18 11-04__平成29年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第5回研究推進委員会 参考資料
2 平成29年度放射線安全規制研究戦略的推進事業費の採択結果について(平成29年7月19日原子力規制委員会資料4別紙2)
- 文書19 11-05__平成29年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費) 第5回研究推進委員会 参考資料3
研究推進委員会 名簿

- 文書20 11-06__平成29年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第5回研究推進委員会 議事録
- 文書21 12-01__平成29年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第9回・第10回研究推進委員会 議事次第
- 文書22 12-02__平成29年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第9回・第10回研究推進委員会 資料1-1 新規課題の採択に係る審査等の日程
- 文書23 12-03__平成29年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第9回・第10回研究推進委員会 資料2-1 継続課題の候補の一覧
- 文書24 12-04__平成29年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第9回・第10回研究推進委員会 資料2-2 研究評価委員会による評価結果
- 文書25 13-01__平成30年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第3回研究推進委員会 議事次第
- 文書26 13-02__平成30年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第3回研究推進委員会 資料2-1 継続課題候補 研究評価委員会による評価結果
- 文書27 13-04__平成30年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第3回研究推進委員会 参考資料1 研究推進委員会 名簿
- 文書28 13-05__平成30年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第3回研究推進委員会 参考資料3 採択課題の評価について（平成30年度第1回研究評価委員会 資料1-2）
- 文書29 13-07__平成30年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第3回研究推進委員会 参考資料5 平成30年度研究成果報告会 研究代表者発表資料（継続課題）
- 文書30 13-09__平成30年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）第3回研究推進委員会 座席配置図
- 文書31 13-10__放射線安全規制研究戦略的推進事業 平成31年度継続課題リスト

別表

番号	文書	不開示部分	原処分において不開示とした根拠
1	文書 8 (文書 2 2)	不採択となった課題名	法 5 条 1 号及び 6 号柱書き
		不採択となった研究課題に係る研究者 (代表) 及び来訪者の氏名、	法 5 条 1 号
		不採択となった研究課題に係る研究者 (代表) 及び来訪者の所属	法 5 条 1 号及び 2 号イ又は 6 号柱書き
		「原子力災害拠点病院のモデル B C P 及び外部評価等に関する調査及び開発」に係る来訪者の氏名及び所属	法 5 条 1 号
	文書 1 3	不採択となった研究課題に係る研究者の姓	法 5 条 1 号
2	文書 9 (文書 2 3)	平成 3 0 年度予算、余白部分に手書きで記載された情報	法 5 条 6 号柱書き
	文書 3 1	H 3 1 年度経費 (内示額)	法 5 条 6 号柱書き

※当審査会事務局において整理した。